

知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年８月２８日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

知多北部広域連合条例第３号

知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例

知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和３年知多北部広域連合条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

第２条中「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。